

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜東部 (布土地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】 ・水田の担い手は現状は多くいるが、10年後は減ることが予想される。 ・畑作農家は一定数の流入があり、若い担い手が多い。 ・土地改良を行っている地区でも深田が多い。 ・耕作放棄地はあるが、耕作が困難な農地のため借り手がない。 ・地元出身者が少ない。 ・平井地区、外平井地区は保全会に入っていないため漏水等あっても修繕できない。 ・赤目平井地区は畑管の整備が必要。 【課題】 ・畑に関しては布土集落は他の地区よりも若い担い手が多いため、田を畑にすることの検討。 ・若い人たちが農地を購入し、地区への定着の促進。 ・地元出身の後継者が農業を続けてくれるよう方策の検討。 ・耕作放棄地を生産意欲がある担い手にマッチングする。 ・田の大区画化の検討・実施。 ・有機農業が盛んな地区のため有機農業推進エリアなどの導入の検討。 ・新規就農の研修制度の促進、サポート体制の強化。
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

水稻栽培や露地野菜の有機栽培が盛んな地域であるため引き続き生産していく。 今後も若い担い手を受け入れ、耕作放棄地の解消、発生を抑制していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	160 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
若い担い手や生産意欲がある担い手がいるため、今後もマッチングしていき集積を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理事業を活用し農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
水田の大区画化や畑の担い手が増えているため畑地化を検討する。 土地改良施設が老朽化しているため、維持管理が容易となるような更新も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
若い担い手が他の地区より多く、強みであり今後も新規就農者を受け入れ、サポートしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②有機農業に取り組んでいる農家が多いため、今後も有機栽培に取り組んでいく。
⑨若い担い手が多いため、農地を積極的に担い手にマッチングすることで耕作放棄地を抑制していく。